

業務指示書

トーゴ国ロメ漁港整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年4月23日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 南雲 孝雄 Nagumo.Takao@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年4月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：漁港建設に係るO/D, B/D, D/D, S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/海洋土木設計）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：海洋土木設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（トーゴ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語又は仏語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施設設計/機材計画】

- 1) 類似業務の経験：漁港整備における施設設計/機材計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（トーゴ 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語又は仏語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年5月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地再委託費(自然条件調査)

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(XOF1 = 0.215 円, US\$1 = 102.82 円, EUR1 = 141.43 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/海洋土木設計
施設設計/機材計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.54 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年5月20日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

トーゴ国ロメ漁港整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/海洋土木設計	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 施設設計/機材計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

トーゴ国はギニア湾岸に位置しているが、その沿岸海域は、生産性の高い海洋環境が形成されており、海岸線は56kmと短いながらも、内水面漁業を含めると年間約2万5千トン（FAO, 2010）の漁獲量を有している。他方、国内の高い水産物需要に漁獲量が追いつかず、年間約3万7千トン（国立統計会計総局, 2010）の水産物を輸入しており、水産物の自給率は約40%に留まる。同国は水産物を含む食品類等の消費材を中心に輸入に依存しており、輸入超過による貿易赤字は対GDP比15%（IMF, 2012）に達している。現在水産セクターにおいては、水産物の自給率向上のため、養殖の振興や、水産施設・機材の整備を通じた水産資源の有効活用、並びに、加工・保存・包装技術の改善による水産物の高付加価値化が課題となっている。

係る状況の下、2006年トーゴは、港湾整備を通じた水産セクター開発を目指し、同国が有する唯一の漁港であるロメ漁港の整備を我が国に要請した。しかしながらその後、ロメ漁港に隣接する商業港の拡張整備がトーゴ政府により計画され、現在の漁港は移転を余儀なくされている。当面は既存のロメ漁港における埋め立ては一部見合せ、仮設の係留用浮き桟橋（ポンツーン）が設置されているが、漁船の接触・破損事故が多く発生しており、漁港の移転となる新漁港の整備は、喫緊の課題である。

JICAは、係るトーゴの要請とその後の状況の変化を受け、トーゴの水産振興に資する漁港整備計画に係る協力準備調査実施の妥当性の検討及び調査計画の検討に必要となる情報の整理を行うことを目的とし、2013年12月、基礎情報集・確認調査を実施した。

本概略設計・概略説明調査（以降、本調査とする）は、基礎情報集・確認調査で整理された情報を基に、要請案件の必要性・妥当性・緊急性を検討し、無償資金協力として適切なプロジェクト内容、協力対象範囲を検討した上で、必要となる施設・機材の調査を行うことを目的とする。なお、本案件は「JICA環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受け入れやすい地域に該当しないため、カテゴリ「B」に分類されている。

2. プロジェクト概要

（1）上位目標：

漁業振興を通じた、トーゴ水産資源の有効利用

（2）プロジェクト目標：

ロメ漁港整備による、より安全で衛生的かつ効率的な漁業の実現、及び水産物流通の改善

（3）成果：

- 1) ロメ漁港(新設)における港湾建設
- 2) ロメ漁港(新設)における機材整備

(4) 活動・投入計画

1) 我が国への要請内容：

※基礎情報収集・確認調査結果を基にした想定要請内容。詳細は本調査で確認する。

【土木施設】防波堤、係留岸壁、船上げ斜路

【建築施設】船外機ワークショップ、漁具修理場、トイレ、ロッカー、高架水槽、警備室、入場管理室

【機材及び据え付け】汚染処理タンク、冷蔵庫、製氷機

2) 相手国側の投入計画

※以下は要請案件調査票及び基礎情報集・確認調査（2013年）において確認した項目。本調査で改めて確認。

①設備・製氷機の維持管理

②電力、水道、アクセス道路等の計画サイトまでの敷設

(5) プロジェクトサイト

ロメ市(首都)

(6) 関係機関

本調査及び事業実施機関：農業畜産水産省(MAEP)

完工後運営機関：運輸公共事業省が管轄するロメ自治港湾公社(PAL)

(7) 受益者

直接受益者：漁民3,000人、仲買人等漁業関係者2,000人

間接受益者：西部州の沿岸及び内陸の人口全体

※詳細人数等を含めて本調査で確認。

3. 業務の目的

水産無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、トーゴ政府から要請のあったロメ漁港整備計画について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がトーゴ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の実施プロセス

本調査においては、まず「ロメ漁港整備計画基礎情報収集・確認調査」において調査・合意された事項を十分に確認することとする。

現地調査は2つのフェーズ分けを行い、①予備調査（自然条件調査を中心に実施する。調査の結果、水産無償資金協力として実施することが適切と判断されれば、以下②概略設計調査以降の調査を実施する）、②概略設計調査（概略設計、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査）、③概略説明調査（報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査）、の3回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している

但し、①予備調査は、季節変動をカバーする期間の長期データ収集を想定しており、必要に応じて現地調査の渡航を2回に分けることも可とするが、人員・渡航回数は最小限となるよう工夫をすること。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

(3) 既存資料の活用

調査にあたっては、『トーゴ国 ロメ漁港整備計画 情報収集・確認調査報告書』の他、『トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査詳細計画策定調査報告書』、『ロメ港を起点とした広域回廊形成のための基礎情報収集調査報告書』、トーゴ政府の発注によりドイツの港湾コンサルタント会社が実施したロメ漁港移転計画のフィージビリティ調査等の既存資料を参考にし、効果的・効率的な調査を行う。

(4) 自然条件調査

1) 第1次現地調査(予備調査)では、『トーゴ国 ロメ漁港整備計画 情報収集・確認調査報告書』 2-25 頁 「3) 沖合の露出岩(Beach Stone)」において言及している、露出岩が侵食を抑える効果の再検討及び漂砂リスクの定量的検証を主目的とする。

2) 侵食リスクの調査については、可能な範囲で過去の衛星画像データ・地形図等を入手して分析する。(なお、画像の見積もりは別見積もりとする。)

3) 漂砂リスクの調査については、水深、波浪、海底土質、潮位、粒径などの詳細データを入手及びサンプルを採取し、データに基づき、国内において漂砂シミュレーションを実施する。

4) その他土木施工計画・施設設計に必要な自然条件調査については第2次現地調査(概略設計調査)において実施する予定であるが、季節変動等比較的長期に渡る調査が

必要な調査については、第1次現地調査(予備調査)で実施することを提案することが可能である。

(5) 施設・機材計画

1) 施設・機材計画の内容・仕様・規模・数量等は、計画サイトにおける漁船の運行形態、水産物の流通状況、水産物取扱量、施設利用者数、その他受益者数、今後の展望、運用経費、維持管理の容易性、施設利用者の利便性、現地の電力事情、環境社会への影響(用地取得、住民移転を含む)等を踏まえ複数の代替案を比較検討した上で新漁港建設に係る最適の計画とする。また、代替案の比較においては各案の大きなたコストを算出するとともに、費用対効果の検討を行う。

2) 「ト」側から本事業の対象地として提示された土地の計画サイトの敷地面積は約8haであるものの、現時点ではこの全ての敷地を漁港陸上施設用に供する必要はないことが想定されている。一方、現在ロメ漁港にて水揚げされた水産物の多くが加工されている「カタンガ地区」(現在のロメ漁港の東隣に位置する)については、将来は鉱物関連の用地に代わる計画があることから、移転を余儀なくされると推測される。計画施設における漁港の配置・設計は、計画施設を利用する漁民が中長期的に増加する可能性を踏まえ、将来的な拡張可能性及び関連施設の拡張の可能性を踏まえた区画内の機能別のゾーニングを検討し、トーゴ政府に対し提言を行う。

(6) 機材仕様

機材の仕様設定においては、既存漁港施設における現有機材、メンテナンスの容易性を考慮しつつも、入札における競争性を阻害することのないように留意する。

(7) 『ロメ漁港整備計画基礎情報収集・確認調査報告書』における代替案に対する考え方

新漁港の機能にもたらされる堆砂・侵食の影響を低く抑えることを前提とし、新漁港の施設(防波堤の規模等)の段階的な整備も提案可能とする(即ち、我が国水産無償資金協力のみでも機能が発現でき、かつ、将来トーゴ国側により防波堤や水揚げ岸壁等の拡張が可能な設計とすること)。

(8) 運営維持管理体制

1) 農業畜産水産省(以下、MAEP)が本事業の責任機関であり、公共事業・運営省(MTPT)及びロメ自港(PAL)と密接に連携・協力して本事業の実施を担当することが基礎情報収集・確認調査で確認済みである一方、事業完了後の運営・維持管理責任機関については、引き続きPALが担うことが想定されている。本調査及び本事業の実施機関と、本事業完了後の運営維持管理責任機関が異なることから、両者の役割分担・引継ぎの体制を確認し、引継ぎが円滑に行われる様に留意する。更に、PALの調査への関与のあり方及びMAEPの運営への関与のあり方の両方について、必要性を含めて

確認を行い、関与の必要性が認められる場合には併せてトーゴ側に提言を行う。

2) 漁港建設後は、定期的な浚渫等の作業が必要となることが想定される。漂砂対策の体制及び運営について、トーゴ側の計画を確認するとともに必要な体制について提言を行う。

(9) 環境社会配慮

1) 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案を作成する。

2) 簡易住民移転計画の作成を支援する。

3) 本事業対象地としてトーゴ側から提示された 8ha の土地には、67 世帯の居住者がいることがトーゴ政府より報告されているものの、本事業実施のために必要な土地は 8ha よりも小さいと想定されることに加え、施設レイアウトの工夫等により、影響を受ける住民の数は 67 世帯よりも少なくなると考えられることから、現時点では、本事業に伴う大規模住民移転は想定されない。但し、移転の規模については、本調査の早い段階で確認し、本機構に報告すること。また、本事業について必要となるトーゴ国法制度上および JICA 環境ガイドライン上必要となる手続きについて、早い段階で確認の上、トーゴ政府・実施機関に共有する。

4) 本事業以外にも PAL、環境省が海外保全事業をそれぞれ実施している。本事業計画にあたっては、それらの機関と十分情報交換し、適切に計画に反映させる。本調査中に MAEP・PAL・環境省が新漁港の建設計画について協議を行う三者合同協議の場を設け、これら他の計画と整合性のある施設整備を行う。

5) インタビューやステークホルダー会議を通じて、本事業に関する多様な意見を確認する。特に、現在のロメ漁港及び新たに漁港建設を予定している区域の周辺では、漁民以外の多様な関係者が活動をしている可能性がある。更に、外国人（違法・合法を含む）の存在が確認されていることから、これら関係者の意見について漏れなく聴収する。

(10) 我が国無償資金協力制度の説明

1999 年以降、トーゴに対する我が国無償資金協力は、本事業にて 3 件の支援となる予定である。相手国負担事項に関する考え方や必要となる手続き面につき、説明を行う。

(11) その他

1) 公租公課および免税措置について調査し、先方政府負担事項について合意する。

2) 広報効果発現のために有効な措置とその計画について検討する。

6. 業務の内容

現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）を

プロポーザルの中で具体的に提案すること。

<国内作業>

(1) ワーク・プランの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、ワーク・プラン、質問票を作成する。

<第1次現地作業（予備調査）>

(2) 要請及び調査に係る内容確認並びに先方説明・協議

- 1) トーゴにおける国家開発計画、水産開発計画及び水産関連の統計情報を精査し、本計画の背景、位置付けを再確認する。
- 2) トーゴの国内漁港整備・運用の全体方針、ロメ漁港（新設）の位置づけ、想定している利用者の属性（漁船のサイズ、漁具、漁法等）、利用者数、水産資源管理実施方針の有無等を確認し、その妥当性を検証の上、漁港の適正な規模及び本計画で対象とする漁船のサイズ・数を検討する。また、トーゴ側による今後の具体的な漁港運用方針を確認する。
- 3) 既存施設・機材に係る課題を調査のうえ、先方政府との協議及び施設利用者に対するインタビュー調査等を行い、各要請コンポーネントの優先順位を確認するとともに、要請内容の必要性、妥当性、優先度を分析・検討する。
- 4) 無償資金協力の定量的及び定性的効果ならびに評価指標及び目標値を検討し、その策定・活用のためのベースライン調査を実施する。なお、ベースライン調査で網羅すべき調査項目とその調査方法につきプロポーザルで提案すること。

(3) サイト状況調査

- 1) 施設建設に係る自然条件の既存データの収集及び計画サイトにおける上下水道、電力、通信等の基礎インフラの整備状況を確認する。
- 2) 本計画で想定されている施設及び機材については、既存施設での利用状況及びプロジェクト実施後の利用が期待されている受益者との意見交換等を踏まえ必要性を検討する。想定されている主な施設及び機材は、「2. プロジェクト概要（4）活動・投入計画 1）我が国への要請内容」記載の通り。
- 3) 要請内容及び計画サイトの自然・社会・地理条件等の諸状況を踏まえ、施設設計及び施工上の留意点を検討する（施工時の既存建造物についての対応を含む）。必要に応じて、施設・設備・機材計画の変更について相手国側と協議する。
- 4) 現状の漁港運営状況を踏まえつつ、援助効果を増大のために改善が必要と考えられるものについてはソフトコンポーネントの活用を検討する。

(4) 自然条件調査

- 1) 沖合の露出岩による、海岸の浸食を抑える効果の再検討を行う。
- 2) 漂砂リスクの定量的検証を行う。水深、波浪、海底土質、潮位、粒径などの詳

細データを入手及びサンプルを採取し、データに基づき、国内において漂砂シミュレーションを行う。

(5) 現地調査結果の取纏め・報告

- 1) ミニッツ案（仏文）の作成に協力する。
- 2) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価を行う。
- 3) 本計画について協力可能な内容、規模、範囲を検討する。
- 4) 概略設計のための協力準備調査の調査計画策定に係る調査方針、留意事項等を検討する。
- 5) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。
- 6) 現地調査結果概要（1）（和文）を、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2011年3月改訂版）を参照して作成する。

<国内作業>

(6) 第2次現地調査準備

- 1) 第1次現地調査で収集されたデータに基づき、漂砂シミュレーションを実施する。
- 2) 第1次現地調査の結果を踏まえて、ワーク・プランの見直しを行う。
- 3) 運営維持管理体制について、運営維持管理計画（案）を作成し、機構と第2次現地調査以降の方向性を検討する。

<第2次現地調査（概略設計調査）>

(7) ワーク・プランの説明・協議

ワーク・プラン（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(8) 他ドナーによる水産分野援助事情調査

他ドナーによる水産分野援助の事情を調査し、他案件との重複を避けるとともに連携の可能性を検討する。

(9) サイト状況調査

- 1) ロメ漁港（新設）の土地所有状況、土地利用許可の取得状況を文書にて確認し、本計画実施における土地利用に関する問題の有無及び必要な手続きを確認する。西アフリカでは登記上の土地所有者と伝統的な土地所有者が同一ではないことがあるため、用地取得においては留意する。
- 2) 計画サイト用地を含めたロメ漁港（新設）全体の開発計画を確認するとともに、トーゴ側と協議の上で本計画サイトを確定する。
- 3) クリアランスに関する先方政府の負担事項について確認をする。
- 4) 計画サイトにおける電力、上水道、排水系統、通信等の基礎インフラの整備状況

況・整備計画を確認する。

(10) 現行施設の利用状況調査

- 1) 既存のロメ漁港においては、漁民や小売人のみならず、仲買人、競売人、運搬人、行商人、消費者等多くの関係者が出入りする。よって、現在のロメ漁港にて水揚げされた水産物の多くが加工されている「カタンガ地区」(現在のロメ漁港の東隣に位置する)を含め、現行施設の利用状況調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握する。
- 2) 水揚げ施設についても、利用船舶の数、サイズ、入港・水揚げ・滞在時間等から現行施設の利用状況調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握する。
- 3) その他周辺施設(燻製所やアクセス道路を含む)についても、現況を定性的・定量的に把握するとともに、課題を抽出・分析する。

(11) 運営維持管理体制の調査

- 1) 本計画施設の維持管理計画・体制及び人員確保の計画を確認すると共に、その妥当性を検討し、必要に応じてトーゴ側に提言を行う。特に、本調査及び本事業の実施機関と、本事業完了後の運営維持管理機関が異なることから、両者の役割分担・引継ぎの体制を確認し、引継ぎが円滑に行われる様に留意する。更に、PALの調査への関与のあり方及びMAEPの運営への関与の両方のあり方について、必要性を含めて確認を行い、関与の必要性が認められる場合には併せてトーゴ側に提言を行う。
- 2) 本計画施設の運営資金、漁業関係者の利用できる資金・基金、不足時の財政措置及び必要な手続を確認する。

(12) 自然条件調査(別紙「自然条件調査仕様書」参照)

- 1) 概略設計に必要な自然条件調査(気象・海象調査、海底・陸上地質調査(地盤強度の調査を含む)、地形測量、潮汐・波浪調査、漂砂調査、水質調査、深淺測量等)を実施し、適切な施設設計と施工方法を検討する。製氷用水の水質は製氷機の維持管理計画を検討する上で重要であることから、必要な水質分析を行う。具体的な自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。
- 2) その他配慮すべき自然条件を確認し、設計に反映させる。
- 3) なお、別紙に示す通り一部の項目については現地再委託にて実施することを認める。現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性および調査結果の質の確保に十分に留意すること。

(13) 水産物流通状況調査

- 1) 本計画サイトにおける水産業(水揚量、水揚額、水揚魚種、漁業従事者、漁船数等)の現状及び将来の見通しを、ベースライン調査、インタビュー調査及び既存

統計資料等をもとに確認する。

2) 本計画サイトからの水産物の流通経路（流通量（季節ごと）、販売価格（卸売・小売等）、取引形態、販売拠点等）を確認し、流通フロー図として取りまとめる。また、流通量の季節変動を既存資料や聞き取り調査を基に確認する。

3) 本計画サイトにおける水産物の流通業従事者に関する情報（規模、業者組合、規則、活動エリア等）を収集する。

4) 既存の製氷施設の運用状況を確認し、氷の流通量・取引価格・氷利用者等の調査を行う。これらの規模設定は、本計画施設での計画鮮魚取扱量・変動量、本計画施設を利用する水産物流通業者の計画数、必要氷率、本計画施設で製造する氷の利用対象者、鮮魚保蔵方式等に鑑みて検討する。

5) 上記をもとに、本計画サイトにおける水産物流通に係る課題を抽出する。

6) 本計画サイト、流通経路における漁獲物の損耗率（物理的損耗、価値損耗）の調査を行う。

7) 本計画により水産物流通がどのように改善し、利用者（漁民、仲買人、小売人）ごとの衛生・品質管理、作業環境、利便性、経済性等が定量的・定性的にどのように変化するか、他の類似整備計画のデータとも比較検討の上、詳細に分析する。

（14）環境社会配慮調査

本調査では、トーゴ法制度に基づき必要となる手続きの具体的内容、必要書類、スケジュールを確認し、タイミングよく適切に手続きが行われるべく支援し、進捗を確認する。また、本調査で得られる情報を、適時に適切な形でトーゴ側に提供する。進捗管理に当たっては、JICA と随時連絡を取り合いつつ進めることを求める。

本事業は、「JICA 環境ガイドライン」に基づき、環境カテゴリ B に分類されている。本調査では、「JICA 環境ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。

特に、本事業に伴い、海洋土木工事が発生することから、底質調査（浚渫土砂に重金属等が含まれる可能性の確認等）等必要な自然条件調査を行うとともに、相手国法制度や国際条約も確認の上、適切な処理方法を検討する。調査にあたっては、現地 NGO 等への再委託を認める。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

1) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認

2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

① 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等

② 「JICA 環境ガイドライン」との乖離及びその解消方法

③ 関係機関の役割

3) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価

方法を明らかにすること)の実施

- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- 6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 7) 予算、財源、実施体制の明確化
- 8) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の作成
- 9) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

加えて、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案およびモニタリング・フォーム案を作成する。

本事業に伴い、大規模ではないが住民移転(計画サイト内で商業活動を行っている利用者の一時移転を含む)が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には、「JICA 環境ガイドライン」に基づき、簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(1)~(12)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- ①事業目的、及び用地取得・住民移転が必要となる理由
- ②移転者等、事業対象地の占有者すべてを対象とした人口センサス及び財産・用地調査結果
- ③事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策(営業活動、既存施設の稼働率への影響を最小化するための対策も含む)
- ⑦苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- ⑧移転や補償に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定、及びその責務
- ⑨損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩費用と財源
- ⑪実施機関によるモニタリング体制、モニタリング・フォーム
- ⑫事業の初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

また、漁民等既存施設利用者からの理解を得るためにトーゴ側が実施するステークホルダー協議の実施を支援する。ステークホルダー協議は、漁港利用者の種類(漁師、漁獲物運搬者等)ごとに実施し、本漁施設における衛生、資源管理等、利用面の課題に応じたセミナーを MAEP 等と共に実施する。

(15) 土木設計

1) 係留岸壁については、作業効率等現状・課題の確認、利用する漁船の隻数等をトーゴ側との協議等を踏まえ確認し、適当な水深、水面から岸壁面までの高さ及びその費用対効果等を検討のうえ、材料、構造、規模、仕様を計画する。なお、係留岸壁に給水、給電などの設備が設置される計画があれば、事前に給水設備・給電設備のルート・設置場所をトーゴ側と調整する。

2) 防波堤については、波浪が漁港運用に及ぼす影響につき具体的な状況を確認し、波浪等の関連調査結果を分析した上で、その必要性に対する初期的な評価を行う。導入の必要性が高いと判断された場合には、関連調査結果に基づく適切な設計基準を設定し、費用対効果の観点からも、延長、材料、構造、仕様について複数案を比較検討し、最適な設計・構造を計画する。その際には、計画サイトの自然条件・周辺環境への影響の可能性にも十分に配慮する。

3) 船揚げ斜路については、利用する漁船の隻数、現状の出漁準備・水揚作業に係る具体的な弊害等をトーゴ側との協議等を踏まえ確認した上で、計画サイト前面浜の自然条件・周辺環境への影響の可能性等を踏まえ、費用対効果の観点からも、延長、材料、構造、仕様について複数案を比較検討し、最適な設計を計画する。

(16) 施設計画調査

1) 計画施設での水産物取扱量は、水産物流入量・搬出量、時間・週・季節等による変動量、計画施設を利用する水産物流通業者数等に鑑みて適正量を検討する。

2) 本計画施設で製造する氷の利用対象者は、氷需給バランス、ニーズ、氷運搬機材の現状、運搬経費等に鑑みて、また既存製氷業者への負の影響が極力少なくなるように配慮して検討する。

3) 製氷施設については、既存施設の利用状況に応じてその妥当性を検討し、必要な規模を検討する。これらの規模設定は、本計画施設での計画鮮魚取扱量の変動、本計画施設を利用する水産物流通業者の計画数、必要製氷率、本計画施設で製造する氷の利用対象者、鮮魚保蔵方式等に鑑みて検討する。

4) 製氷方式については、本計画施設で製造する氷の用途、維持管理能力、現地の電力事情等環境に鑑みて複数の製氷方式を比較検討し、トーゴ実施機関、漁業者、鮮魚流通業者の意向を踏まえて計画する。

5) 施設配置は、一連の動線((特に新たに整備する防波堤等の海上施設と陸上施設の動線確保)に配慮するとともに、利用者の利便性に極力差が生じないように計画する。

6) 施設については耐久性に留意し、先方による維持管理が可能な内容、構造、規模、仕様とする。また、鮮魚を取扱う施設であることから、衛生管理が容易な施設計画を検討する。

7) 関連法規、規制、電気・水の供給状況、気象事情を考慮の上、適切な施工計画

を策定する。

8) 施設利用者の漁業関連活動・生活への影響を極力生じさせないように施工計画を策定する。工事中のアクセス道路・フェンス等の整備を先方負担事項として検討する。

9) 維持管理に影響を及ぼす可能性のある塩害について調査を行い、施設の塩害を考慮した設計とすること。また、資機材の維持管理費の算出にあたっては塩害対策を含めて行い、計画内容の妥当性を検討すること。

(17) 機材計画調査

1) 機材の選定には実施機関の技術レベル、メンテナンスの容易さ（代理店、アフター

ケア サポート体制、スペアパーツの入手性等）を十分に考慮し、計画に反映させる。

また、技術的・予算的負担の軽減を考慮し、維持管理費用が継続的に見込まれる機材についてはその妥当性や規模・仕様を慎重に検討する。

2) 冷凍庫については、冷凍魚輸出入・流通状況、既存の冷凍魚取扱業者数、冷凍魚保

蔵方法等に鑑みて、本プロジェクト施設に整備することの妥当性を特に慎重に検討

する。整備にあたって場合は、現在の冷凍庫の課題を確認し、鮮魚保管の需要・運営経費抑制の観点から冷蔵庫、保冷库、保冷箱等を比較検討した上で計画する。

(18) 調達事情調査

1) 現地施工業者の施工能力、技術力、要員、建設機械の保有状況を確認する。

2) トーゴ内における建設事情および建設資材・関連機材の調達事情およびスペアパーツの流通事情を確認する。

3) 資機材・消耗品等の現地調達のほか他国（日本または第三国）調達を含めた調達先、価格（輸送費および輸入経路を含む）、アフターサービスの体制等について調査する。

4) 上記の結果消耗品の入手容易性、アフターサービスの内容等も含め十分に考慮した上で資機材の調達方法について検討する。

(19) 施工計画調査

1) 関連法規、規制、電気・水の供給状況、気象事情を考慮の上、適切な施工計画を策定する。

2) 施設利用者の漁業関連活動・生活への影響を極力生じさせないように施工計画を策定する。必要に応じて、工事中のアクセス道路・フェンス等の整備を先方負担事項として検討する（アクセス道路等についても、本調査の環境社会配慮調査に含

む)。

(20) 相手国側負担事業の確認

1) 本計画施設の運用、製氷等に際して必要となる適正量の上水道整備、電気整備に係る責任機関、予算確保、手続き、スケジュール等の具体的事項を確認し、計画施設建設開始前に確実に整備されることを求める。また、トーゴ国側の負担事項について具体的に確認する。その他、先方政府により整備・実施すべき具体的作業項目について明らかにし、その具体的計画を確認の上合意を図る。

2) 本計画施設運用の立上げ時及び施設の運営収支が赤字となった際の運営経費の政府補填につき、トーゴ国側の計画を確認する。

(21) プロジェクトの評価/事業効果指標の設定およびベースラインデータの測定

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価指標を設定し、定量的効果については、適切な指標を設定した上で、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。定性的効果については、質的变化のベースラインとなる改善前の状況の記述を詳細に行う。

なお、指標設定にあたっては、運用指標と効果指標を区別する様に留意する。

(22) 現地調査結果の取纏め・報告

1) ミニッツ案(仏文)を作成する。

2) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価を行う。

<国内作業>

(23) 現地調査結果の整理

1) 概略設計の概要本計画について協力可能な内容、規模、範囲を検討する。

2) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。

3) 現地調査結果概要(2)(和文)を、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2012年11月改訂版)を参照して作成し、提出する。

(24) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)(2009年3月)」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。なお、本方針については、現地調査終了前に方針(案)

として取り纏め、先方と基本的な方向性を確認する。

2) 基本計画（漁港の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。また、本計画施設の建設および機材の調達方法に関しては、施工および維持管理に係る費用対効果等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

ア 施工方針/調達方針

イ 施工上/調達上の留意事項

ウ 施工区分/調達・据付区分（先方負担工事との区分）

エ 施工監理計画/調達監理計画

オ 品質管理計画

カ 資機材等調達計画

キ 初期操作指導・運用指導等計画

ク ソフトコンポーネント計画

ケ 実施工程

(25) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費に加え、完工後の施設の維持管理費の概略事業費を積算する。積算に当たっては、積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算総括表・具体的積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」の補完編を含め、参照の上作成すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2012年11月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア 実施時期

イ 事業費（総事業費及び内訳）

ウ 概略の仕様

- エ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- オ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- カ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。予備費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ 工事量変動にかかるリスク
- ウ 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ 治安状況にかかるリスク

(26) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(27) その他特に留意すべき事項

- 1) 公租公課および免税措置について調査し、先方政府負担事項について合意する。
- 2) 広報効果発現のために有効な措置とのその計画について、検討する。
- 3) 調査終了後、5年後及び10年後に施設、機材の活用状況について調査するとともに、必要に応じて適当な時期に事後評価を実施する予定である。

(28) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について機構と協議する。

<第3次現地調査（概略説明調査）>

(29) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をトーゴ関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

<国内作業>

(30) 準備調査報告書等の作成

同トーゴ国関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (8) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | | |
|--------------------|-----------------------------|-----------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 | |
| (2) ワーク・プラン | : 和文 1 部 | |
| | : 仏文 1 部 | |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 1 部 | |
| (4) 準備調査報告書（案） | : 和文 1 部 | |
| | : 仏文 1 部 | |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部 | |
| | （※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。） | |
| (6) 概要資料 | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚 | （※完成予想図を含む。） |
| (7) 準備調査報告書 | : 和文（製本版） | 8 部及び CD-R 1 枚 |
| | : 仏文（製本版） | 16 部及び CD-R 3 枚 |
| | : 和文（簡易製本版） | 2 部及び CD-R 1 枚 |
| (8) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚 | （デジタル画像 40 枚程度） |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2012 年 11 月改訂版）」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010 年 3 月）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画 (案)

- (1) 第一次現地調査 (予備調査 (現地調査)) 2014年6月上旬～7月上旬
(更に、必要に応じて2014年11月上旬～11月中旬)
- (2) 第二次現地調査 (概略設計調査 (現地調査)) 2015年1月上旬～3月上旬
- (3) 第三次現地調査 (概略説明調査 (現地調査)) 2015年7月下旬～8月中旬
- (4) 概略事業費積算：2015年9月上旬
- (5) 準備調査概要資料：2015年11月上旬
- (6) 準備調査報告書：2015年11月上旬

調査実施スケジュール案 (全体)

	2014									2015										
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	
国内 作業		□	□									□				□				
現地 調査		■					■			■					■					
準備 調査 概要 資料																		▲		
報告 書提 出																		▲		

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

- (1) 調査人月：22.4MM
- (2) 業務従事者の構成 (案)
 - 1) 業務主任/海洋土木設計 (2号)
 - 2) 施設設計/機材計画 (3号)
 - 3) 施工計画
 - 4) 自然条件調査
 - 5) 水産物流通/運営管理計画
 - 6) 環境社会配慮
 - 7) 施工・調達計画/積算
 - 8) 日仏通訳

業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切

な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 配布資料/閲覧資料等

<配布資料>

- (1) 無償資金協力要請書

<参考資料>

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイトで閲覧可能です。

- (1) トーゴ国『ロメ漁港整備計画 情報収集・確認調査報告書』
- (2) トーゴ国『トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査詳細計画策定調査報告書』
- (3) トーゴ国『ロメ港を起点とした広域回廊形成のための基礎情報収集調査報告書』

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 現地調査1（予備調査時）

- 1) 団員構成：総括、技術参与（海洋土木）、計画管理
- 2) 調査行程：約15日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの優先コンポーネント、絞り込み案、代替案等を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 現地調査2（概略設計時）

- 1) 団員構成：総括、技術参与（海洋土木）、計画管理
- 2) 調査行程：約15日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの協力目的・範囲、実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(3) 概略設計概要説明（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括、技術参与（土木）、計画管理
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容（計画設計の基本方針案）について検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

簡易RAPの作成に必要な人口センサス・財産用地・社会経済調査等及び別紙（自然条件調査仕様書）にて現地再委託を可としている調査項目について、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。なお、現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性および調査結果の質の確保に十分に留意すること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2013年11月版）の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) スケジュールを鑑み、国内解析及び概略設計概要説明（現地調査）双方に対応可能な体制とすること。

(4) 現地通訳（英⇄仏）の傭上を認めるが、本見積もりに含めて計上すること。

以上

